

水稻被害申告（半相殺）のお知らせ

①半相殺方式で評価方法が変更となります。

被害申告時に被害のあった耕地の収穫量を申告していただく「**農家申告抜取調査**」に変更となりました。

被害申告後、組合では被害申告筆から一定数を任意に抽出し検見又は実測により調査し、下記②例の申告収穫量を修正する評価となります。

※一筆方式は従来通り全筆調査のままです。

②水稻被害申告書（損害通知書）の記入についてのお願い。

被害申告書に記載ある引受内容（基準単収等）を参考に、被害申告筆全てについて「申告単収」を報告願います。

例)

赤書きについて記入願います

引受面積 (a)	品種名	基準単収 (kg)	災害発生 月日	災害の種類	申告単収 (kg)	刈取予定月 日
25a	ひとめぼれ	500kg	8/20	風水害	300	9/25

申告収穫量の記入に際しては、ほ場の周囲及び内部から見渡しさらに、穂の状態などから収穫量を申告してください。

詳しくは、別紙損害通知書記載例を参考に記入、提出をお願いします。